真空定温乾燥器（未使用品）
入札申請関係書類

①一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（様式２号）

②入札公告（写し）

③入札説明書

④仕様書

⑤入札書

⑥見積書（入札不調時協議用）

⑦委任状

⑧入札の注意事項

⑨提出書類の注意事項

⑩契約書（ひな型）

⑪入札場所、納入場所の地図

⑫応札仕様書(例)

＜担当部署＞
兵庫県立工業技術センター 繊維工業技術支援センター　福戸
〒６７７－００５４
西脇市野村町野村１７９０－４９６
ＴＥＬ　０７９５－２２－２０４１
ＦＡＸ　０７９５－２２－３６７１

様式第２号

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書
兼競争入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

契約担当者
兵庫県立工業技術センター
所長　山﨑　徹　様

所　在　地

商号又は名称

代 表 者 名　　㊞

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札件名　　真空定温乾燥器（未使用品）一式

２　確認書類　　物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）・　随時申請

３　連絡先（担当者）

所　属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電　話：　　－　　－

氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年11月24日

契約担当者
兵庫県立工業技術センター所長　山　﨑　　徹

1　調達内容

⑴　調達物品及び数量

真空定温乾燥器（未使用品）　一式

⑵　調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

⑶　納入期限

令和9年2月26日（金）

⑷　納入場所

兵庫県立工業技術センター　繊維工業技術支援センター　研究棟１階　染色仕上加工試験室
兵庫県西脇市野村町1790-496

⑸　入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　一般競争入札参加資格

⑴　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

⑶　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3　入札の参加申込み及び入札の方法等

⑴　申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒677-0054　兵庫県西脇市野村町1790-496
兵庫県立工業技術センター繊維工業技術支援センター　担当　福戸
電話（0795）22－2041

⑵　申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年11月24日（火）から同年12月7日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

⑶　入札・開札の日時及び場所

令和8年12月15日（火）午前11時　兵庫県立工業技術センター繊維工業技術支援センター2階　研修室

⑷　入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和8年12月14日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4　入札者に求められる義務

⑴　この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を令和8年12月7日（月）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポ

ート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）

⑵　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

5　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の５以上の額の入札保証金を令和8年12月14日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

⑶　契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

⑷　入札に関する条件

ア　入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年12月22日(火)まであること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ　代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

⑺　初度の入札に参加して有効な入札をした者

⑴　初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

⑸　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑹　契約書作成の要否

要作成

⑺　落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑻　その他

詳細は、入札説明書による。

入　札　説　明　書

真空定温乾燥器(未使用品)の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　令和８年１１月２４日（火）

２　入札に付する事項

(1)　調達物品及び予定数量

真空定温乾燥器(未使用品)　　一式

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和９年２月２６日（金）

(5) 納入場所

兵庫県立工業技術センター　繊維工業技術支援センター

研究棟１階　染色仕上加工試験室

（兵庫県西脇市野村町１７９０－４９６）

３　一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で入札を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、令和８年１２月７日（月）午後４時までに、兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1）まで持参し、随時審査を受けた上で入札参加申込みを行うこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

４　入札者に求められる義務

この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を令和８年１２月７日（月）午後４時までに５(1)の場所に提出すること。

ア　申込書

イ　物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ　応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各

項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等がわかる書類（様式は任意）

5　入札参加の申込み

(1) 参加申込

持参または郵送により行う。

持参、郵送の場合の提出先：〒677-0054　　兵庫県西脇市野村町１７９０－４９６
兵庫県立工業技術センター　繊維工業技術支援センター
担当　福戸

(2) 参加申込の期間

令和８年１１月２４日（火）から同年１２月７日（月）までの午前 9 時から午後 4 時まで（土曜日、日曜日、祝日、平日の正午から午後１時までを除く。）（郵送の場合：１２月７日午後４時必着とする。）

(3) 提出書類

ア　申込書を作成のうえ前記（1）に直接持参または郵送すること。

イ　上記３（1）の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。3(1)のただし書きに該当する者は物品関係入札参加資格審査申請書でもって代替とする。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア　一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記（2）の最終日とする。

イ　申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和８年１２月１４日（月）までに申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）で通知する。

ついては、返信用封筒（定型長 3）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110 円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア　申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ　申込書の提出期限以後は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

6　仕様書等に関する質問（必要に応じて実施する。）

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意）を提出すること。

ア　受付期間

持参の場合は、令和８年１１月２４日（火）から同年１２月７日（月）（土曜日、日曜日、祝日を除く。）、毎日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間に提出すること。

イ　受付場所

前記５(1)に同じ。

ウ　提出方法

原則として持参すること。（FAX 等でも可）

(2) 回答書は、次のとおり閲覧に供する。
ア　期間
令和８年１２月８日(火)から同月１４日(月)、毎日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後１時までを除く。）。
イ　場所
前記５(1)に同じ。

7　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

8　契約条項を示す場所及び日時
兵庫県立工業技術センター繊維工業技術支援センター、令和８年１１月２４日（火）から同年１２月７日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）、毎日午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後１時までを除く。）

9　入札・開札の場所及び日時
(1) 兵庫県立工業技術センター 繊維工業技術支援センター　２階　研修室
（兵庫県西脇市野村町１７９０－４９６）
(2) 日時　令和８年１２月１５日（火）午前１１時
(3) 上記５（4）イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

１０　入札書の提出方法
入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第２項に規定する信書便による入札の場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、中封筒の封皮にそれぞれ「初度入札」・「再度入札（２回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別、あて名及び入札物件名等を記入し、令和８年１２月１４日（月）午後５時までに前記５（１）の場所に必着すること。
ただし、名簿に登録されていない者で前記３（１）のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出された場合は、その者が入札時において政令第 167 条の５第１項に規定する入札参加に必要な資格を有すると認められなければ受理できない。

１１　入札書の作成方法
(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
(2) 入札書は所定の別紙様式によること。
(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
ア　件名は、上記２（1）に示した件名とする。
イ　年月日は、入札書の提出日とする。
ウ　入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、印章は代表者印とする。
エ　代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。
オ　外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。
(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、２回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

１２　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の１００分の１１０）の１００分の５以上の額を、令和８年１２月１４日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を披保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年１２月１５日（火）以前の任意の日を開始日とし、令和８年１２月２２日（火）を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額の１００分の１１０）の１００分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額（入札書記載金額の１００分の１１０）の１００分の１０以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

１３　無効とする入札

(1) 前記３の一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、前記１２の（１）の場合、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記３に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

１４　落札者の決定方法

(1) 前記２の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）第８５条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用

② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用

③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、くじは、入札立会人に引かせることとする。

(3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。

(4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約に

よる。

１５　入札に関する条件

(1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。

(2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和８年１２月２２日（火）まであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 代理人が入札する場合は、事前に承認された代理人に限る。

(7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

(8) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

１６　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。

これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

１７　契約書の作成

(1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から７日以内に契約担当者に提出しなければならない。

(2) (1) の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(3) 契約書は２通作成し、双方各１通保有する。

(4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

１８　監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

１９　その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

２０　調達事務担当部局

〒６７７－００５４

兵庫県西脇市野村町１７９０－４９６

兵庫県立工業技術センター繊維工業技術支援センター　担当　福戸

TEL　０７９５－２２－２０４１　FAX　０７９５－２２－３６７１

仕 様 書

１．機器・装置名および数量

真空定温乾燥器（未使用）　一式

２．納入期限

令和９年　２月　26 日（金）

３．納入場所

兵庫県西脇市野村町１７９０－４９６

兵庫県立工業技術センター　繊維工業技術支援センター　研究棟１階　染色仕上加工試験室

４．機器の購入目的・用途

（目的・用途）

本装置は、兵庫県立工業技術センター繊維工業技術支援センター（以下、支援センターとする）に設置し、試験研究および技術支援業務に使用する。本装置は、簡易脱水されたチーズ状に巻かれた糸（以下、チーズ糸）を効率よく乾燥することができ、加工後のチーズ糸の品質を保つために使用する。

（装置の概要）

本装置は、脱水後のチーズ糸を少なくとも４個（1 ポンドチーズ糸は直径約 18 cm×高さ約 18 cm）収納し、効率よく乾燥させることができる真空定温乾燥器（以下、乾燥器とする）である。P.I.D による温度制御が可能であり、減圧・缶体加熱方式であるため、40℃から少なくとも 150℃までの温度範囲で精度よく加熱することができる。そのため、綿糸やポリエステルなど各種素材の乾燥や機能加工後のチーズ糸・生地の熱処理にも使用することができる。また、独立過昇防止装置などの安全装置を装備しているため夜間運転も可能、試験作業の効率化を図ることができる。

（応用・普及支援法）

西脇市を中心とする北播磨地域は、国内最大の綿先染織物の産地であるが、綿糸のほかにも合成繊維、機能性新素材など様々な繊維や多種多様な新規染料、新規加工助剤などのよる加工が扱われている。令和８年度、当支援センターに導入するチーズ染色機（仮称）を用いて染色加工されたチーズ糸の品質を損なうことなく、効率よく乾燥させるためには、乾燥器が必要不可欠であり、本装置を機器利用や依頼試験などの日常業務に活用することで、利用企業が自社では実施が困難な研究開発の効率化・品質向上を支援する。

５．設置目的にかなう性能、仕様

本装置は、乾燥器本体、真空ポンプ、冷却トラップ装置から構成される。乾燥器本体には、水分を含んだ状態のチーズ糸を収納し、加熱乾燥させる。そのため、加工したチーズ糸同士の接触を防止するための十分な庫内容量と、乾燥後の繊維の加工助剤成分の粉体汚染を防止するための飛散を抑える構造性能を備える必要がある。また、少なくとも 150℃の高温条件下で、再現性および精度よく安定・安全に動作できることが必要である。さらに、乾燥時に乾燥器本体内で発生する水分を回収するための冷却トラップ装置、および水分の混入にも対応できる耐食性真空ポンプを備える必要がある。

５－１　乾燥器本体　構造

① 減圧加熱式の真空乾燥が可能であること。
② 内装材質はステンレス鋼板であること。
③ 使用温度範囲は 40℃から少なくとも 150℃であること。
④ 温度調節精度は±1℃以内であること。
⑤ 制御方式は P.I.D 制御であること。
⑥ タイマー機能は少なくともオートストップ機能を有すること。
⑦ プログラム機能は少なくとも 8 ステップ以上の設定が可能なこと。
⑧ 連続運転は 24 時間以上可能であること。
⑨ 安全装置は独立過昇防止装置、漏電・過電流防止装置を有すること。
⑩ 真空状態の庫内を大気圧に戻す際、粉体や微粒子の庫内飛散を防止する機能があること。
⑪ 少なくとも槽内温度、設定温度をデジタル表示できること。

５－２　乾燥器本体　容量・処理量

① 有効棚寸法は少なくとも 45 cm 幅×45 cm 奥行×45 cm 高さであること。

５－３　乾燥器本体　真空性能

① 到達圧力は 0.1 kPa 以下であること。
② 真空表示はデジタル表示であること。
③ 圧力単位は Pa または kPa 表示であること。
④ 真空保持性能は漏れのない構造であること。

５－４　真空ポンプ　基本性能

① 油回転式であること。
② 排気速度は少なくとも 150 L/min 以上であること。
③ 耐食性能を有すること。
④ 逆流防止機能付きであること。
⑤ オイルミストトラップを付属すること。

５－５　冷却トラップ装置　基本性能

① 冷凍方式は空冷式であること。
② 最低到達温度は－40℃以下であること。
③ トラップ容量は 5 L 以上であること。
④ 材質はステンレス鋼板であること。
⑤ 安全装置は少なくとも過電流付漏電ブレーカーを有すること。
⑥ 回収した水分等の液体の排出設備を備えること。
⑦ 温度はデジタル表示であること。

５－６　電源

① 乾燥器本体は AC200V 単相であること。
② 真空ポンプおよび冷却トラップ装置は AC100V 単相であること。

５－７　その他

① 乾燥器本体に専用架台が付属されること。
② 油回転ポンプの運転積算時間等が管理できる機能を有すること。

６．その他の付帯事項

６－１　納品条件

本装置の搬入、据付は、支援センターの担当者と十分協議の上、その指示に従うこと。

６－２　検品、引き渡し条件

納入場所において、発注者の立ち会いの上、本仕様に明記した各性能について、これを満足していることを確認のため検査を行い、合格と認定後、引き渡しを行うこと。

６－３　提出書類

装置に対する保証書および装置のマニュアル（日本語）を各１部提出すること。

６－４　保証期間

本装置にかかる保証およびメンテナンスは、納入検査後１年間無償とし、通常の使用による故障の場合には、速やかに修理または部品の交換に応じること。

６－５　契約に関する細目

兵庫県財務規則によるものとする。

６－６　教育体制等

本装置の取り扱い説明会を、支援センターが指定する日時、場所で行うこと。

６－７　その他

本装置の仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者の指示を受けること。

入　札　書

件　　名　　真空定温乾燥器（未使用品）一式

入 札 金 額　　￥

（消費税及び地方消費税別）

内　　訳

品　　目	数　　量	単　　価	金　額	摘　要
真空定温乾燥器 （未使用品）	一式	円	円	

履 行 場 所　　兵庫県立工業技術センター繊維工業技術支援センター

履 行 期 限　　令和９年２月２６日（金）

上記の業務については、財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者

兵庫県立工業技術センター

所　長　　山﨑　徹　　様

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　㊞

代 理 人 名　　㊞

なお、当社／私は、消費税に係る　課税事業者／免税事業者　であることを届け出ます。

（注）課税事業者、免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

（入札不調時協議用）

見　積　書

件　　名　　真空定温乾燥器（未使用品）一式

見 積 金 額　　￥

（消費税及び地方消費税別）

内　　訳

品　　目	数　　量	単　　価	金　額	摘　要
真空定温乾燥器 （未使用品）	一式	円	円	

履 行 場 所　　兵庫県立工業技術センター繊維工業技術支援センター

履 行 期 限　　令和９年２月２６日（金）

上記の業務については、財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積りします。

令和　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
兵庫県立工業技術センター
所　長　　山﨑　徹　　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　㊞
代 理 人 名　　㊞

なお、当社／私は、消費税に係る 課税事業者／免税事業者 であることを届け出ます。

（注）課税事業者、免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

委　任　状

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

真空定温乾燥器（未使用品）一式の入札及び見積に関する一切の権限

受任者 使用印鑑	

令和　　年　　月　　日

兵庫県
契約担当者

兵庫県立工業技術センター

所　長　　山﨑　徹　　様

委　任　者

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

入　札　の　注　意　事　項

１．代表者が入札される場合

委任状の提出は不要です。

２．代理人が入札される場合

代表者ではなく代理人が入札される場合は、委任状が必要です。

同封の委任状に、委任者印・代理人印を押印、必要事項を記入のうえ、入札時に持参して下さい。

なお、念のため、当日代理人の印鑑（委任状に押した印鑑と同じ印鑑）を持参して下さい。

３．入札書について

①入札書は、同封の「入札書」をＡ４サイズでコピーし、２部用意して下さい。

（うち、１枚は再入札時に使用して頂くことになりますので、金額欄は記入しないものを用意して下さい）

②どちらも、代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」欄に代理人印）を押印しておいて下さい。

※　代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」）の押印がない入札書は無効となります。

※　入札金額を訂正した入札書は無効となります。

４．見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。あらかじめ代表者印を押印しておいて下さい。また、**入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。**

５．消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないで下さい。

※　消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

真空定温乾燥器（未使用品）
入札に係る提出書類の注意事項

下記に示す書類を持参又は郵送により提出して下さい。

１．入札参加申込み時（**期限：令和８年１２月７日（月）午後４時**）

① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書

② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写しまたは、物品関係入札参加資格審査申請書受付票（出納局物品管理課の受付者印の押印があるもの。）

③ 応札仕様書（様式任意）

④ 返信用封筒（定形長３封筒に110円切手を添付の上、宛先を明記する事）

⑤ サポート・メンテナンス・アフターサービスがわかる書類（様式任意）

２．入札保証金（入札保証保険）（**期限：令和８年１２月１４日（月）正午**）

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の５以上の額の入札保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする入札保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい。

３．入札日および場所

入札日：　令和８年１２月１５日（火）午前１１時

場　所：　兵庫県立工業技術センター　繊維工業技術支援センター　２階　研修室

兵庫県西脇市野村町１７９０－４９６

４．入札日に持参していただくもの

① 一般競争入札参加資格確認通知書の写し

② 入札書　２通（１回目入札用、再入札用）

③ 委任状（代理人が出席する場合のみ）

④ 見積書（入札不調時協議用）

５．契約時（落札業者のみ）

①　契約書

２通（兵庫県立工業技術センターで準備する契約書に記名・押印すること）

②　契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県を披保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい。

※　注）この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をして下さい。

収　入

印　紙

契　　約　　書

１　品　　名　　真空定温乾燥器（未使用品）
２　規格(形式)
３　数　　量　　一式
４　契約金額　　金　　円
（うち消費税及び地方消費税の額　　円）
５　納入期限　　令和９年２月２６日
７　納入場所　　兵庫県立工業技術センター繊維工業技術支援センター
研究棟１階　染色仕上加工試験室
（兵庫県西脇市野村町１７９０－４９６）
８　契約保証金　　免除（履行保証保険加入による）
９　納入の方法　　兵庫県立工業技術センターの指示による

兵庫県立工業技術センター（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（総　則）

第１条　乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

２　乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

３　乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検　査）

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副２通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

２　検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

３　乙は、第１項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取換え）

第３条　乙は、納入する物品が不良のため、前条第１項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第４条　甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

２　物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

（危険負担）

第５条　物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約不適合責任）

第６条　甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

３　第１項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

４　追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

５　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第７条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（代金の支払等）

第８条　甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

（分　納）

第９条　乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

２　乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

（乙の請求による契約履行期限の延長）

第10条　乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（契約の解除）

第11条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴　契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

⑵　正当な理由なく、第６条第１項の履行の追完がなされないとき。

⑶　乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第11条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴ 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

⑵ 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

⑶ 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。

第11条の３　甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

２　甲は、前２条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

３　前２条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

４　甲は、前２条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

５　前２条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

６　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

７　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第12条　甲は、次条第１号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

⑴ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員

⑵ 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

２　前条第３項から第７項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第13条　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

⑴ 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

⑵ 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第14条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第15条　乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（賠償の予約）

第16条　乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の２に相当する額を賠償

金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

⑴ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。

⑵ 刑法第198条による刑が確定したとき。

⑶ 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

⑷ 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

⑸ 前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の変更、中止）

第17条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第18条　契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（調査への協力）

第19条　甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は同様とする。

（協　議）

第20条　この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　月　　日

甲　神戸市須磨区行平町３－１－１２
兵庫県立工業技術センター
所　長　　山　崎　　徹　　㊞

乙　〇〇市〇〇町〇－〇－〇
〇〇〇株式会社
代表取締役　〇　〇　　〇　〇　　㊞

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと
２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号。）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県立工業技術センター所長　様

所在地　　〇〇市〇〇町〇－〇－〇
商　号　　〇〇〇株式会社
代表者　　代表取締役　　〇　〇　　〇　〇　　㊞

【個人情報取扱特記事項】

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）

第２　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の制限）

第３　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第４　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第５　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、甲に報告しなければなければならない。

（秘密の保持）

第６　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（特定の場所以外での取扱いの禁止）

第８　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲の庁舎内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

（事務従事者への周知及び指導・監督）

第９　乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

（再委託の禁止）

第10　乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第11　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）

第12　甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故発生時における報告）

第13　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

（基本的事項）

第１　乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

（特定労働者からの申出があった場合の措置）

第２　甲は、特定労働者から、乙が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

２　甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

３　乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

４　乙は、その雇用する特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

５　甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第３項、第３の第２項及び第４の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

（労働基準監督署から意見を受けた場合の措置）

第３　甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

２　乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

（労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置）

第４　乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

（契約の解除）

第５　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

⑴　乙が、甲に対し 第３の第２項、第４の第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

⑵　特定労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

（損害賠償）

第６　乙又は受注関係者は、第５の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（違約金）

第７　乙は、第５の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第１関係）

労働関係法令

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
(2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
(3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）
(8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
(9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
(10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
(11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

真空定温乾燥器（未使用品）購入契約

２　誓約事項

⑴ 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

⑵ 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。

ア　県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

⑶ 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　県に対し、上記⑵の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　年　月　日

兵庫県立工業技術センター所長　　様

所在地　　〇〇市〇〇町〇－〇－〇
商　号　　〇〇〇株式会社
代表者　　代表取締役　　〇　〇　　〇　〇　　㊞

別表（誓約事項⑴関係）

労働関係法令
⑴ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
⑵ 労働組合法（昭和24年法律第174号）
⑶ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
⑷ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
⑸ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
⑹ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
⑺ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）
⑻ 労働契約法（平成19年法律第128号）
⑼ 健康保険法（大正11年法律第70号）
⑽ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
⑾ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
⑿ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

兵庫県立工業技術センター繊維工業技術支援センター

入札場所・納入場所

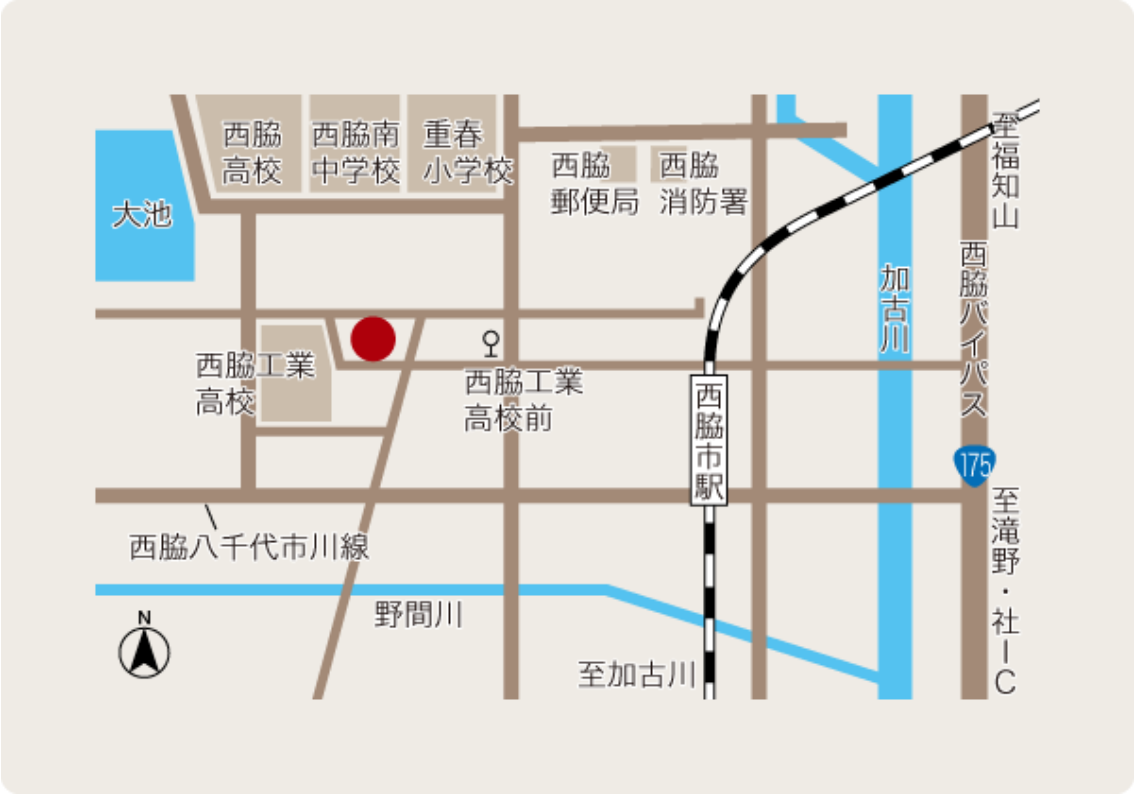

所在地

〒６７７－００５４

兵庫県西脇市野村町１７９０－４９６

TEL　０７９５－２２－２０４１

FAX　０７９５－２２－３６７１

交通案内

・JR 加古川線西脇市駅から西へ徒歩１０分

・神姫バス（三宮発又は新大阪発）野村バス停から西へ徒歩１５分

・中国自動車道滝野・社インターチェンジから車で１０分

応　札　仕　様　書(例)

会社名

代表者職氏名　　印

応札物品名

品名・規格	数量
○○○○（未使用品） （内訳） 1　○○○機 2　○○ 3　○○	一式 台 組 個

センターの指定する調達物品の性能・特質等		応札仕様	備考
○○○○（未使用品）			
1	機器・装置名および数量		
	○○○○（未使用品）1式	○○○○社製　型式　1台	